

青森県県営林 J-クレジット販売要領

制定 平成23年6月13日

(趣旨)

第1条 県が、県有林で環境省のオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会の認証を取得したオフセット・クレジット及び県民環境林で J-クレジット制度認証委員会に認証されたクレジット (以下「県営林 J-クレジット」という。) を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

(購入希望者の募集)

第2条 県営林 J-クレジットの購入を希望する者 (個人を除く。以下「購入希望者」という。) を、県ホームページ等により募集するものとする。
2 県営林 J-クレジットの販売は、県が保有する県営林 J-クレジットの数量の範囲内で行うものとし、県ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第3条 購入希望者は、持参又は郵送のいずれかの方法により、申込書類 (様式第1号から様式第3号まで) を、知事に提出して購入の申込みをするものとする。

ただし、次に掲げる事業者又は団体は、購入の申込みをすることができないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者又は団体
 - (2) 暴力団又は暴力団の統制下にあると認めるに足りる相当の理由がある事業者若しくは団体
 - (3) 国、県及び市町村から入札参加停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている事業者若しくは団体
 - (4) 違法又は不当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者又は団体
 - (5) その他カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、団体等
- 2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合は、必要な範囲において追加資料の提出を求めることができる。
- 3 県営林 J-クレジットの最低販売量は1トン (t-CO₂) とし、1トン (t-CO₂) 単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、県営林 J-クレジットの購入者を決定する。

2 知事は、購入の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約書の作成)

第5条 知事は、前条第1項の購入者と契約書を作成し、取り交すものとする

(売買代金の納付)

第6条 購入者は、県営林 J-クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(県営林 J-クレジットの移転)

第7条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿(J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットの保有、移転及び無効化等について電子的に記録したものをいう。)において、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入した県営林 J-クレジットの移転を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、県が県営林 J-クレジットの無効化を行うものとする。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、青森県青森市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則

この要領は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。